

# 行方市子ども読書活動推進計画 (第三次)

行方市教育委員会

# 目 次

第1章 第二次計画の成果と課題 .....	1
1 第二次計画の取組 .....	1
2 第二次計画の成果と課題 .....	1-6
第2章 第三次計画の基本方針等 .....	7
1 基本方針 .....	7
2 計画の対象 .....	7
3 計画の期間 .....	7
第3章 子どもの読書活動推進のための方策 .....	8
1 学校における読書活動の充実 .....	8-9
2 家庭における子どもの読書推進 .....	9
3 読書活動を支える環境の整備（学校・家庭・地域との連携） .....	9-11
4 読書ボランティアの育成 .....	11

## 資料編

1 子どもの読書活動に関するアンケート調査集計結果 .....	1-16
2 子どもの読書活動の推進に関する法律 .....	17-19
3 学校図書館図書基準 .....	19

## ごあいさつ

子どもはその成長過程において、様々な学習・体験を重ね、大人になっていきます。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生がより充実したものとなるよう、生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものです。

一冊の本との出会いが、その子の人生を変えるかも知れません。

一方で、テレビやゲーム、インターネット、携帯電話等の様々な情報メディアの発達・普及により子どもの生活環境は大きく変化するとともに、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が進行し、その影響が懸念されています。

国においては、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（国の第一次基本計画）が策定されました。

これを受けて本市においても、平成22年3月に「行方市子ども読書活動推進計画」（第一次）を、平成27年3月には「行方市子ども読書活動推進計画」（第二次）を策定し、家庭・地域・学校等を中心に関係機関や諸団体と連携・協力しながら、様々な取組を推進して参りました。

この度、これまでの10年間の取り組みの成果と課題の検証を踏まえて、「行方市子ども読書活動推進計画」（第三次）を策定いたしました。

令和元年11月に、本市で実施した読書活動アンケート結果によると、本を読むことが好きな子どもが減っています。また、小さい頃の読み聞かせについては、93%の保護者が読み聞かせをしていたという結果でした。

学校の図書室や市の図書館等から本を借りる児童生徒は、学年が上がるにつれ少なくなり、全体的に読書離れが進む傾向にあります。

今後は「ブックスタート事業」等、乳幼児期の読書活動の推進の一層の充実を図るとともに、学齢期の子ども、とりわけ中学生の読書の促進に取り組んでいきたいと思ひます。また、家庭・地域・学校等の連携により「いつでも、どこでも読書ができる環境づくり」に取り組み、子どもたちが自主的に読書をする習慣を身に付け、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう、この計画に基づき、施策の推進に積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

結びになりましたが、策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力くださった方々、貴重なご意見をお寄せくださった皆様にお礼を申し上げご挨拶といたします。

令和2年3月

行方市教育委員会教育長 横田 英一

# 第1章 第二次計画の成果と課題

## 1 第二次計画の取組

平成 27 年に策定された第二次推進計画では、図書館と各関係団体が連携し、全ての子どもたちが自主的にいつでも、どこでも本に親しみ、楽しむことのできる読書環境の整備、乳幼児期から本と触れ合うための環境づくりを目指し、以下のように取り組んできました。

- 学校における読書活動の強化
- 家庭における子どもの読書推進
- 家庭・学校・地域・図書館の連携と読書環境の整備
- 読書活動ボランティアの育成

令和元年度、第三次計画書策定にあたり、市内の小学 2 年生とその保護者、小学 6 年生、中学 2 年生を対象に読書に関するアンケートと保育園・幼稚園・小中学校を対象に読書調査を実施しました。その結果を参考としながら、事業成果について検証し、計画書策定の指針とするものです。

## 2 第二次計画の成果と課題

### 〔1〕 学校における読書活動の強化

学校図書室の充実を図り支援・整備を行いました。



(中学校の図書委員活動)

### (1) 学校図書室の充実

ア 図書購入について、各学校の司書教諭が、教員、

PTA、児童生徒へのアンケートを行い、興味・関心のある本を購入することで、魅力ある学校図書室作りに努めました。

イ 生徒に対してお奨めの本など分かりやすくディスプレイを行えるようなアイテムの一つとして「ブックスタンド」の作成方法と、本棚の配置や配架に対して図書館司書がアドバイスをを行ったことにより、図書委員会の生徒が、図書室の環境整備について関心をもって取り組むようになり、学校図書室の利用促進につながりました。

ウ 図書資料の管理について、効率化を図るためにデータ化を進めましたが、まだ全ての学校までの整備には至っていません。

## (2) 中学生の読書時間の確保

ア 読書に関するアンケートの結果では、中学生の約9割は学校の図書室から本を借りていない状況ですが、「読書をするのが好き」と答えている生徒は約8割います。

市立図書館からの配本を利用し、学級文庫が充実することで、朝の読書の時間や休憩時間、放課後の読書活動を進めてきましたが、図書室を利用する生徒の増加にはつながりませんでした。

イ 読書ボランティアの協力を得て朗読会などを実施し、読書への関心を高めようとしたが、学習や部活動などで読書の時間を確保することが難しい状況です。

## (3) 朝の読書活動の継続

朝の読書活動を引き続き行い、読書を習慣づけよう努めました。

アンケートの結果から、子どもたちが本を読んでいる一番の場所は「教室」であることが分かります。

## (4) 学校図書室ボランティアの活用

学校図書室ボランティアの活用は、一部の学校にとどまっており、今後も強化していく必要があります。

【各小中学校蔵書数】

(平成31年3月31日現在)

	麻生小	麻生東小	北浦小	玉造小	麻生中	北浦中	玉造中
H30	7,572	9,644	11,075	10,880	13,346	13,177	10,288

### 【課題】

- ・ 子どもたちの興味関心をひく魅力ある図書を購入し、利用の促進を図ることが必要です。
- ・ 学校には司書教諭が配置されていますが専任ではないため、図書関係の業務に時間を割くのが困難な状況です。
- ・ 学級文庫を充実(新しい本、読みたい本)し、身近に本を手にとることが出来る環境をつくるのが大切です。
- ・ 学校図書室のボランティアとして活動してくれる人材を確保し、養成していくことが必要です。
- ・ 文部科学省で定めている「学校図書館で整備すべき図書の基準」に満たない学校は、年次計画を立て基準値に近づくよう計画的な整備が必要です。また、学校によっては、限られた時間しか学校図書室を利用できないところもあり、常駐する人員の確保が必要です。

## [2] 家庭における子どもの読書推進

### (1) 「なめがた親子読書の日」を制定

「なめがた親子読書の日」の制定に向け準備をすすめましたが、制定までには至りませんでした。

### (2) 読み聞かせ活動の推進

読み聞かせ活動を通して、小さい頃からの読み聞かせの効用について、保護者への啓発・普及に努め、家庭での読み聞かせを推進しました。

保護者アンケートから、保護者のほとんどが「読書することの大切さ」を感じ、約9割が読み聞かせを行っています。このことから、家庭で幼い頃から本に親しませる環境作りが行われていることが分かります。

#### 【課題】

- ・ 「なめがた親子読書の日」の制定に向け、準備を進めていましたが、制定することができませんでした。家庭で子どもたちの読書活動を推進していくためにも、市立図書館から読書に関する情報提供を行ったり、読み聞かせのイベントを開催したりする、読書活動啓発に積極的に関わっていくことが必要です。

## [3] 家庭・学校・地域・図書館の連携と読書環境の整備

子どもたちがいつでもどこでも読書を楽しむことのできる環境を整備するため、家庭や保育園、幼稚園、学校、地域が市立図書館を軸に連携し、それぞれの立場から協力、支援が行えるように読書活動を推進してきました。

### (1) ブックスタート事業の継続実施

市立図書館では「ブックスタート」事業を、健康増進課の健康相談に合わせて行うことで、絵本を通して親子で触れ合う時間の大切さを伝えてきました。また、市立図書館では、ブックスタートのフォローアップとして「おいで楽しい絵本の時間」を行いました。

#### 【ブックスタート事業の参加者数(単位:組)】

実施年度	H27	H28	H29	H30
参加者数	170	178	158	155



(ブックスタート事業の様)

【おいて絵本の時間の参加者数(単位:人)】

実施年度	H27	H28	H29	H30
参加者数	260	314	189	193



(おいて絵本の時間の様子)

(2) 読み聞かせの推進

保育園や幼稚園では、給食後や降園前等に保護者やボランティアによる読み聞かせを行っており、子どもたちが絵本や物語等に親しむ活動を行うことで、読書の環境づくりに取り組んできました。

(3) 学校との連携

- ア 市立図書館では学校配本を毎年継続し、年間で小学校に約11,000冊、中学校に約3,600冊の配本を行いました。
- イ 県の「学校図書館支援事業」を活用し、よりよい学校の図書室運営に向けて本棚の配置換え、ソファの設置、窓の遮光化等の整備を行いました。
- ウ 市立図書館では、学校でのボランティアによる読み聞かせ活動の支援を行い、一部ですが、ボランティア団体が学校の読み聞かせ活動を行いました。

(4) 読書環境の整備

- ア 子どもがどこでも本を手にとることができる環境をつくるために、放課後児童クラブや子育て広場へ配本を行いました。  
また、リサイクル本を活用したブックスタンドの設置を行いました。
- イ 市立図書館では、保育園や幼稚園へ読み聞かせ用の団体貸出として、毎月約50冊の貸出を行いました。幼児期からの早い段階で、本に親しむ習慣を身に付けるとともに環境づくりに努めました。
- ウ 乳幼児向けの絵本、調べ学習に役立つ参考図書、中高生のためのYA(ヤングアダルト)図書等の児童図書が充実できるように、図書館の利用促進に努めました。  
しかし、アンケートの結果をみると、小学生は約7割、中学生においては約9割が、市立図書館(又は公民館の図書室)を利用したことがないと答えています。理由としては距離的に遠いなことや図書館に行く時間がないなどが挙げられています。



(ヤングアダルトの本棚)

## (5) おはなし会の充実

- ア ボランティア団体が、市立図書館でおはなし会を毎月実施し、読み聞かせや読書の楽しさを伝えてきましたが、近年は参加者が減少しています。
- イ 子育て広場での読み聞かせは、市立図書館で行っていますが、放課後児童クラブや降園後保育での読み聞かせは、ボランティア等の確保ができなかったため実施することができませんでした。

## (6) 広報活動の推進

- ア 学校では、「こどもの読書週間」に読書週間コーナーの設置や読書の呼びかけ等の活動を実施していました。また、市立図書館でも「子ども読書の日」について毎月の市報で周知を行い、「こどもの読書週間」には館内でおすすめの本の紹介や読み聞かせを行いました。
- イ 保育園・幼稚園・学校では、園だより・PTA図書だより等を発行し、ホームページに朝の読書活動の写真を掲載し、広報活動を行いました。

### 【課題】

- ・ 学校司書教諭は、授業や学校業務のため、学校図書室での読み聞かせや広報活動を実施できない状態です。そのため、学校司書（専任）の配置を検討してほしいとの要望が上がっています。
- ・ おはなし会を実施するための人材が不足しています。おはなし会や読み聞かせを実施していくためにも、ボランティアの人材を確保する必要があります。



#### [4] 読書活動ボランティアの育成

市立図書館では、読み聞かせボランティアの講座及び、ボランティア活動をされている方の研修会も同時に実施しました。また、ボランティア団体の交流を行い、よりよい活動ができるように支援してきました。



(読書ボランティアの育成講座の様子)

#### 【課題】

- ・ ボランティアの養成講座や研修会を行ってきましたが、新規のボランティアの開拓には至っておりません。ボランティアの数が減少しているため、今後も継続して、ボランティアの勧誘と育成を進める必要があります。

## 第2章 第三次計画の基本方針等

---

### 1 基本方針

読書は想像力を豊かにし、知識を与え人間的にも大いに成長でき、自ら生きる力の糧となるものだと考えます。

読書活動の推進にあたっては、学校での読書活動の充実と家庭での取り組みが重要になってきますし、これらの取組を支える地域ボランティアの育成も欠かすことはできません。

それぞれが、相互に協力し合い、子どもたちが「いつでも、どこでも読書ができる環境づくり」に取り組むことが重要です。

国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「いばらき子ども読書活動推進計画」（第三次推進計画）を基本とするとともに、平成27年に策定した「行方市子ども読書活動推進計画」の基本的な考えを引継ぎ、成果と課題を踏まえさらに発展させるために、以下のような取組を基本方針として推進します。

- 学校における読書活動の充実
- 家庭における子どもの読書推進
- 読書活動を支える環境の整備
- 読書活動ボランティアの確保・育成

### 2 計画の対象

0歳からおおむね18歳を対象とします。

### 3 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間とし、その間においても必要に応じ市民の要望や提言、社会の動向にあわせて見直しを図ります。

## 第3章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 学校における読書活動の充実

現代の子どもたちを取り巻く環境は、この5年で大きく変わってきています。情報化社会によるSNSの利用が低年齢化しており、大きな社会問題となっています。その中で、子どもたちの「読書離れ(活字離れ)」が進んでおり、本を読む楽しさや大切さなど、子どもたちに伝えていく必要があります。

行方市の子どもたちの現状については、小中学生の8割は「本を読むことは好き」ではあるが、日々の学習や部活動、習い事等に時間を追われ、本を読む時間の確保が難しいため、読書活動が進んでいない状況にあります。

子どもたちが長く過ごす学校生活の中で、学校図書室の果たす役割は大きなものがあります。学校図書室が読書活動の中心となるよう、児童生徒にとって利用しやすい図書室環境の整備を行っていきます。

#### (1) 学校図書室の充実

- ア 購入調査等に基づいた購入を行うことにより、児童生徒にとって魅力ある図書室作りを目指します。
- イ 学校と連携し、市立図書館が図書委員会の活動を支援することで、積極的な委員会活動の運営を図り、児童生徒の図書室利用を促進します。
- ウ 図書資料の管理については、市立図書館が学校と連携し、支援を行いながらデータ化を進めていきます。

#### (2) 児童生徒の読書活動の推進

- ア 市立図書館が行っている配本活動を積極的に進めることで(配本回数や配本する冊数の増加、児童生徒の興味関心の高い資料)、学級文庫や図書室の利用促進を図り、読書活動の推進に努めます。
- イ 学校図書ボランティアや図書委員等を活用し、朗読会及びブックトークの時間を作り、読書に親しむ時間を確保していきます。

#### (3) 朝の読書活動の継続

現在行われている朝の読書を引き続き実施し、読書の習慣づけを行っていきます。

#### (4) 学校図書ボランティアの確保・育成

学校図書室を支援するために、学校図書ボランティアの人材の確保と育成に努め、図書室

環境を整備することで、児童生徒の図書室利用促進を図ります。

## 2 家庭における子どもの読書推進

子どもの自主的な読書に取り組む姿勢を育てるには、家庭での協力が大切です。

家庭での読み聞かせは、子どもが本に関心をもつきっかけづくりとなり、一緒に本を読むことは、読書への関心を高めると考えます。

子どもが読書を楽しむ習慣を付ける取り組みとして、家読(うちどく)を推奨していきます。

### (1) 読み聞かせ活動の推進

小さい頃からの読み聞かせの効用について、保護者へ市報やホームページ等での広報活動に努め、家庭での読み聞かせを推進します。

また、「ブックスタート」や「おいで楽しい絵本の時間」等を通して、子どもが読書を楽しむ習慣づけを推進していきます。



### (2) 家読(うちどく)の推奨

子どもが読書に親しむ習慣を付ける取り組みとして、「家読(うちどく)」を推奨していきます。

そのためには、保護者も子どもと一緒に読書に親しむ時間を確保してもらうように、広報等で呼びかけていきます。

## 3 読書活動を支える環境の整備(学校・家庭・地域との連携)

子どもたちがいつでもどこでも読書を楽しむことのできる環境を整備するため、市立図書館が軸となり家庭や保育園、幼稚園、学校、地域が連携し、それぞれの立場から協力・支援し読書活動を推進していきます。

### (1) ブックスタート事業の充実

市立図書館は、健康増進課と連携し、ブックスタート事業が更に充実できるよう実施し、絵本による読み聞かせ活動等を通して、親子で触れ合うひとときをもつ活動を続けていきます。

## (2) 読み聞かせの継続実施

- ア 保育園や幼稚園は、引き続き保育士や教諭による読み聞かせを継続し、子どもたちが絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行います。
- イ 保育園や幼稚園は、保護者、ボランティアと連携し、子どもたちが絵本への興味をいただくような読み聞かせを進めます。



## (3) 学校との連携

- ア 市立図書館は、PTA 図書委員会を対象にした読み聞かせの講習会等を行い、学校図書室を支援していきます。
- イ 市立図書館と学校図書室担当教諭は、よりよい図書室運営のために、学期に1回程度の情報交換を行うことで、児童・生徒の読書環境の充実を図ります。

## (4) 読書環境の整備

- ア 市立図書館は、子どもがどこでも本を手にとることができる環境をつくるために、市内の子どもの集まる場所へ配本、またはリサイクル本などを活用したブックスタンドを設置します。
- イ 保育園や幼稚園へ読み聞かせ用の団体貸出を引き続き行います。
- ウ 乳幼児向けの絵本から調べ学習に役立つ参考図書、中高生のためのYA(ヤングアダルト)図書など児童図書が充実できるようにします。読書時間の確保のための工夫や改善、生徒の興味・関心のある資料の充実を更に図るような、読書環境を整備していく必要があります。

## (5) おはなし会の充実

- ア 市立図書館、公民館図書室で、おはなし会を年間3~4回程度実施し、読み聞かせや読書の楽しさを伝え図書館利用の促進を図ります。
- イ 放課後児童クラブや降園後保育などで、自主的に行われているおはなし会を引きつづき支援していきます。



## (6) 広報活動の推進

- ア 学校や市立図書館は、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」には「読み聞か

せ」や「家読(うちどく)」事業を実施し、保護者や市民に広報で周知し、子どもの読書活動の推進を図ります。

イ 保育園・幼稚園・学校は、園だよりや学校の図書室だよりを通して、保護者に対して読み聞かせや読書の必要性について情報提供を図り、読書活動を推進していきます。

ウ 市立図書館は、「おすすめの本」のコーナーを設置し、広報等で周知することで、市民への利用促進を図ります。

## (7) 県立図書館と市町村図書館等の連携

市立図書館は、各図書館と連携し相互貸借を継続し、読書に親しむ機会を提供します。

※ 相互貸借とは、県立図書館を通して各市町村図書館と本の貸し借りをするシステムです。

## 4 読書活動ボランティアの確保及び育成

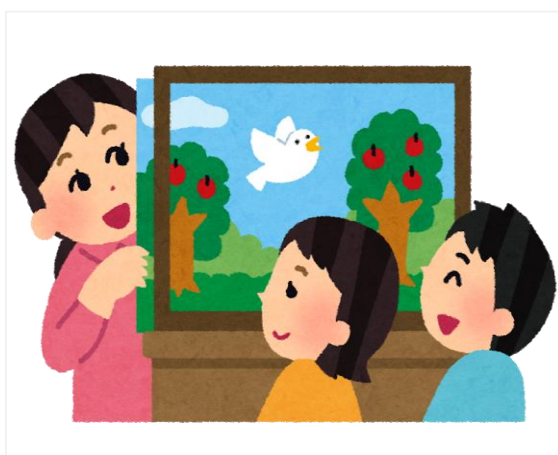
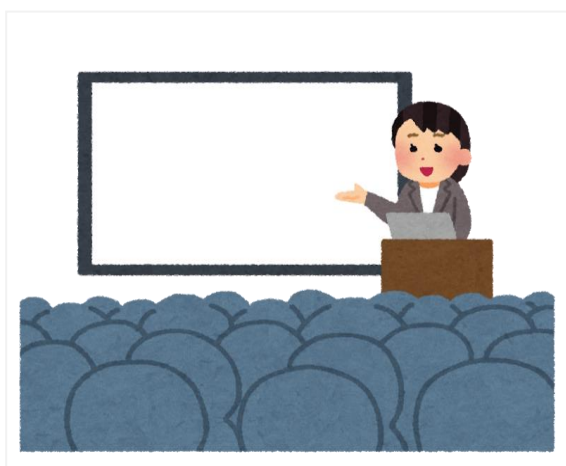
読書活動を推進していく上でボランティアの協力は欠かせないものとなっています。ボランティアの確保と育成や研修に努め、よりよい活動ができるよう支援をしていきます。

### (1) 読み聞かせのボランティア養成講座や研修会の実施

市立図書館は、継続的に読み聞かせ等のボランティアを募集・養成していきます。既にボランティアで活動をしている方には研修会等の講座を開催し、ボランティアのスキルアップのために支援をしていきます。

### (2) 鹿行生涯学習センターとの連携

読書ボランティアの人材の確保と育成のために、鹿行生涯学習センターとの連携を図り、読書ボランティア養成講座への参加を推進していきます。



## 資料編

---

1 子どもの読書活動に関するアンケート調査集計結果

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

3 学校図書館図書基準

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)



第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものである。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$